

群芳法地方大成

租稅之部

一

7  
3  
1.045  
/



許官

長谷川善左衛門 寛閑  
秋田 十七郎 義一編

算法

地方大成

江戸書肆

千鍾房  
北林堂 合梓



7 3  
門 登  
104  
精 卷

よるははたのふたしちさうしんせしてはりきんをなすれ  
えらうちあやしくしんせしてつごめ備たいたうあはぬとた  
あつらふ業ておほゆまのつ友林田十七郎とていふ事なす  
をむくのぬに名簿すわてしてはるあまたふはるいしちと  
かゝる算法のあうき算すもたうね事なめりし考ゆれ  
辨成さつゆめりし算法はらしてちのふちれんすたはら  
ふ極形抄書をあけりて算すもたうね事なめりし考ゆれ  
算法をいふはるのほろたををなすてちりし  
合をいふはるのぬたのゆりし算法はらしてちのふちれんすたはら  
たはるしきさたうしち算すもたうね事なめりし考ゆれ



書つゝたをどうけしあのみちつたよもきけしあははの  
 ちのきあてつめをやねをさるへゆかきあもあはたの  
 を壁の海門の廣棟をさるへさるへはる海をさるへ國の風を  
 さるへの矢をさるへあすのさるへなごもあ書つてさるへつめ  
 たるへゆかきあもあさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 あきさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ

あさるへのたきを結をさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ  
 さるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへさるへ

算河地方大局目録  
 一 算河地方大局目録  
 二 算河地方大局目録

算法地方大成總目錄

卷中凡例

卷之一

農民取扱心得の事

夏成の事

土地茶村方上下分別心得の事

検地の事

田畑位付の事

地境の事

四公六民取扱の事

諸石代の事

年貢の事

高の事

新田開墾及起返心得の事

名寄帳の事

往還及寄扱心得の事

石盛の事

畑方納の事

卷之二

検見取箇付の事

諸國儀入の事

に米に永の事

諸國相産出の事

小物成後役の事

高を物の事

卷之三

出月米 延米 延大豆 延美綿の事

欠米 込米の事

定免の事

越石 美小他等の事

畑田成田畑成屋敷成の事

村方分々の事

諸運上の事

厘付の事

年季賣の事

支食種貸の事

田畑歩踏每物成言を物勘定の事  
普請心ほの事

溜池每尺八樋の事

卷之四

掛汲井の事

樋樋の事

土橋の事

川除堤の事

羽に出給出杭出給の事

牛搾の事

堤切取の事

普請勘定の事

卷之五

量地測器の圖

測器用法の事

遠近高低浅深度狭を量る事

算法地方大成總目錄終

凡例

一 凡有用の算法ハ各用の教を求む地算其一あり有用の教を舉て  
各用の微差を論ぜば又平均地坪丸を本尺メ等ハ精教ハ及ばざ  
教ハ近きをばるるにハ其用是より故ハ布算の捷徑ハ依り近きを  
得る略術を用ふ

一 田畑縦横の端尺或ハ反別の端尺或ハ石教金根残等の不尽尾位  
用檢ハ此等の通法ハ随て収棄ハ

一 量地の法ハ測器の精工と測量の振練とにありされハ密合せば此  
書卷末小山嶽幽谷國郡村里等の方位を測り真形の偏圓を  
換字一乗除を用ひむる遠近高低浅深度狭を量る法ハ  
載る



一 遠近高低を量る小割圖八徳表位を檢み法敷を設け同距比例の法小依り乗除を施し凡ハ所好の真敷六七位を以て國郡村里等の量地ハ捷徑を主と爲るゆゑ小別術を示し

一 租税の秘々予ダ知る所小あはれ維然地算小拘りて不言とを以てざる時ハ終小其一場を舉ぐ條下初中後詳略均しくする所の有所以あり看者答むるをなれ

一 此編ハ諸君の舊記或ハ古考の傳説等を輯録し同亦私見を加へ整きを省紀不足を補ふ維然地方の深理ハ書に尽せざる人々予ダ及ぶ所ハ識者の考を俟つ

算法地方大成卷之一

東都

秋田十七郎義一編

○農民取扱心得の事

一 夫百姓ハ冬耕一耘一夜ハ繩あり庭穢男ハ勿論女子どもも夫々の營ありて四季ともに暇なく世渡の慄々バ幼より物學びて爲男もあく片鄙小ハ物敷る師も乏々バ十人の内八九人までハ産一修小生育て自ら理承の分別も疎く鬼角片意地ある者あり其百姓を取扱ハ役人ハ別一々平者心得へ正由實儀を以て小児小物成敷る中ハにまをす一信りふよらば

初世たる事ありも歳交ともなく巨細ふ云々せ第一物毎小  
 耳近きたとを以て委委言論さしは心せぬものあり一度  
 言聞並らるるは以後ても守り居るとも心はそへ  
 並と死ハ忽ち忘布を依て百姓の顔を月る交毎小妻  
 理解を云々一紙念ハ 沛仁政の沛惠を難有と中義  
 忘布仕るは農業出情さ一第率檢約をさしは年貢  
 米令期月滞なく上納仕の格あの中ける交と上沛惠  
 難有とむり云々せハ分別あき百姓を心は遠さ一折角  
 情を中一併り出さる米穀無餘出の令報とも沛率貢小  
 納有 上沛惠難有事も無く杯と肉とあては布て暇  
 いは軍もあるまじきもあは依る其理解たとを引て

終く合点しは格小言聞を愈一此磨一杯ハ先日月天地の  
 間を昼夜由りなく旋り國土を照し其大恩限りもる死  
 事あり然るを益救旋りて國土を照しそのとなり心はそ大  
 恩を辨は是金く恩小別く恩を辨はさるがゆゑあり日月をく  
 てハ國土ハ周たり 上沛惠みもさ妙く今春平の沛世小  
 生是合せ百姓小修小耕一耘り十小作方を倍養いさ  
 録く其身ハ勿論妻子ともを不飢不凍安楽小善はを限りも  
 たりき 上沛大恩と中そのありあくれとも恩小別く恩を知  
 らば餘り大いある 沛惠みを法るゆゑ布て其 沛惠を辨へ  
 ざる事ありは一乱世の時首に生れ合せさる民ハ他方ハ  
 優小相成處さや妻子一不小善をさや終くお考へ合点して

上し河原難むこと忘布りしは農業出情し河原貢  
 一程り撰立る福不出情い事納むる格と耳進きたとを  
 以て兼端委く云耳福を福いしはぬものありは事不限  
 目用の事までも巨細小たを引く委しく理解を餘さる  
 悪あるものハんはらひあるものをり於て役人の氣持ある  
 應記事あり

一 百姓の取扱ひハゆるうをすくは元來百姓を覚悟の爲き  
 どのあて少しゆるうをすくは元來百姓を覚悟の爲き  
 納むべき品も先投たき當用は振ふる事あり中々ある  
 是急しき者遊下り成好み農業を怠る由急次第に止

向も不如意小成り稍もされは年貢不納む處さおも當用に  
 繰載し極て身と償するものもありむき人右新の者ある時ハ  
 十人の者見考ひ後ハ村中の者見考ひのあり免角はつと  
 ざりゆ人の心移り安きもの由右新の輩阿ハ最度十付  
 一 應し何事小限らば無理非道小河村採りは事あり以て外の  
 事あり宜しうは兼端非賞罰最格小取斗ふも當要あり  
 於て如何格の程さ事あても悪く取扱ふ役人自身小付届け  
 一 百姓疑を生しあるひは彼是と手入等いしは事あり何事に  
 よらば自身に取斗ふときハ百姓疑も發さば又手入等被後  
 こても届く事小かりは納出の法も先ハ安堵あり此系地



方考一の用心より後人の心徳へ中々出る一がく一程工丈  
あるを

○ 納貢の事

租税取箇成箇物成杯と唱へ皆年貢の事あり而税とて秋  
成納の年貢を秋糧と云夏税といふ夏成も秋年貢あり  
又取箇の外小麦胡麻小豆等負敷定り納むるもあり在太  
夏ハ正在大豆等ハ代永あり小物成の外取立も定法  
ありて代米を渡後私領も取立方留る事あり  
人皇三十七代孝徳天皇大化の頂唐朝の制租庸調乃法小  
效ハ我國も租税の法を定む後世其法廢絶せり令我  
解曰凡田長卅步廣十二步為段十段為町  
謂段地獲租  
五十束束獲租

壽得米五斗也即於段租稻謂田賦也二束二把町租稻二  
町者須得五百束也十歩の地めて稻必核束を以て此  
十二束とあり是の事也  
肉二束二把年貢と云是束の稻を春て米又升を以て積  
みて是及小米或石又斗升を以て年貢小納る事  
なり此割合不唯むれば當時是及三百の分米或石八升  
三合余は取米九升を合六勺余免は分四厘にあらず上右ハ  
言石盛の沙汰あり稻の束数を以て租税を積りより  
租庸調といふの租ハ年貢の事庸ハ吏役の事調ハ年  
貢の外に布帛を納る事あり今ハ租庸調も一つありて  
米ありて納るゆゑ古より今ハ納米の増ハ勿論のことあるとど  
古昔の取箇ハ當時の取箇十分の一も及ぶ亦上右ハ小物

成言より杯より納物もあくまでゆるやうあり其後四十二代  
文武天皇の所宇海内六十六州を分け國郡  
の名悉く定り文安年中律令を撰むしむこれより  
租庸調の法度量衡も定りたり租税の法ハ慶雲二丙午  
年九月遣使七道始定田租法町十五束及點役丁と  
續日本紀ハ凡えさば町租播二十二束よりまじ減省あり  
唐朝ハ丁男一人田一頃法も粟二斛粟ハ日本をて稻三  
斛出法とあり丁男ハ正丁とて二十歳より又十九歳まじ  
其間ハ十歳盛なる男あり一頃頃ハの年貢穀あく又石  
出以唐の一畝ハ二百四十歩百畝を一頃と法但日本ハ  
八町小畝一頃頃ハの年貢穀又石納む石ハ分播りて米式石又斗

別日ハ八町の年貢あり依て二石又斗を八町あて割き町の  
年貢三斗を斗計合ふとあるを及ふ付三斗を合式又  
又ハ高又宅地の租ハ田地の租より種く納るハ先王の制あり  
本朝ハ上代より京師の民地租を出入率又十二代  
嵯峨天皇の所宇弘仁二年上田を及地子十束中田八束下田六  
束下田三束地子とあり是を平均して稻六束七把半  
一束米又斗と見を及の地子三斗三升七合又斗にあられば古田  
地地ハの租斗を斗計より却て余多あり上代より保元平治の法とい  
兵農分るは國政といひて武士も農民同格常ハ耕作を  
營み大番とて禁廷ハ勅番あり國々ハ司として公家より  
任國あり尚侍の格ハ諸侯國々ハ分裂せば郡縣乃代あり

集海地ノナニノ...

日本國都て天子の國あれば朝貢ハ若書の如く少くも  
 事皇と忍えり保元平治の乱以後平氏の代とあり其一族  
 公家と成りて是も元武臣より出する事少く公家の勢ひ微と  
 あり元暦の乱治りて後建久年中鎌倉時代國司の外は  
 守護目代と並國司の權を割りて唐園ハ地頭を並武家一統の  
 世と成國司の權次第衰へ既ハ是利家の世と成國司は  
 絶ち護斗小成りたり然れども今の諸侯の如く國郡を領するハ  
 あらば鎌倉時代の三浦島小秩父又元亨建武の乱新田  
 利根ハ何れも田舎小住ハ農業を勢む今世も徳なる百姓の  
 武士たるものあり是を大名と稱し大番を勅免軍兵を出し  
 今諸侯と大名と稱すハ大ハ異なり是の租税ハ少ハ六

一  
 變り凡地頭四分兩百姓六分を取る地頭四分の月一分ハ朝貢の貢ハ  
 納む是より四公六民の法始り一と忍えり其後織田時代  
 より兵農多れ諸侯分國分郡縣の儀といつとなく廢絶し  
 自然と封建の國となり大坂時代日本一統小治り一より諸  
 侯の國替始り 沖尚代小移り國初より國々小諸侯定り  
 沐封建の世とあり租税の法進々變り文祿四年豊臣  
 敵藩ハ天下の賦税三分一地頭兩分二分二耕民自り兩  
 分一とあれば是は四公六民より少く取り緩む又公六民に  
 成りて發揚も詳なり其享保年中是兩檢見始りてより一統  
 公六民の法定りたり  
 庸ハ丈改あり人丈を田地の寸ハ是を少ハ古ハ和漢ともあり

算法地方法大成 卷一

事あり田疇より八年貢と出せば外小何も出はるるは又あふ  
 公役八人の教あり出はるる五の制ハ男子二十才より又十九才と  
 二十年の男を十年に三十日宛人丈小使ハ唐朝の租庸調も  
 ちも不准ば 奉朝の古令天下の民二十才より六十才までを  
 正丁といひて是を十年に丈役十日使を正役といふ外小加役二十日  
 加へるを年貢人の丈役は十日の定あり何りあても其身を丈小  
 使小若く丈役小若くさるるに代小布と出はるるを庸布と  
 といふ人若く一日小布丈六寸と云ふ正役十日あり丈六尺 初を  
 を出はるる次丁ハ武人合せて正丁を人役を勤む勤むる者ハ布も  
 寸割あり出はるる次丁といハ男子六十才以上の老人ありハ壯  
 年の男子も若くも病痾等ありて是を人若く若く若く者も次丁といふ

文武天皇の令ハ欲輕歲後之庸息人民之乏並宜減半と  
 あはせ此時ハ武丈六尺の庸布を丈丈と云ふ減せらるるに及ん  
 日教ハ古小ありること如く右の定ハ兵農少くさるるに若く軍役少く  
 の外百姓の使方と見えたり公家の世の世中を令小寄て國々丈役の  
 使方もあり武家の世とありてハ丈役の定もなりといひるる  
 人丈を使ハハ大切成る事ありて無賃の人馬を使ハハ一人一疋  
 といふも 齊宋市市院文を被下是を使ハハ獵小使ハ車を  
 禁せらるる近年に及りては堤川除用水並信等の人丈又六尺  
 強宋私領の丈米丈金等上古庸役の遺風あり道中姓還絶  
 人馬存人足等ハ人教無賃錢市定あるも多庸役ハ別後あり  
 調ハ年貢の外小物あり納る課役ありて和漢とも古法あり尚

時トの小物成コモノナリハ調テウふ教キョウしたるシタことあり

○夏成ナツナリの事

一人皇ヒトミカド六十二代ムツウジ嵯峨サガ天皇ミカドの所キヨ守シヨ弘コウ仁ニ二年ニ卯ウ年トシ夏ナツの麦ムギを以もつて  
正マサ税ゼの如ごとく納ネめむ是こゝ夏成ナツナリの始ハジメありナリ關東関東の夏成ナツナリ上方カミの三分ミツノ一ヒト  
銀納銀納奥州奥州の赤石代赤石代等トナリ何止ナニトモも相あひ年とし貢つぎふれどもナリ関東関東の夏成ナツナリハ  
麦むぎ石いしとそ別わかふハ石いし代しろ相取あひとり水みづの内うちを夏納ナツネむるナリゆ急いそ夏成ナツナリといいハ  
余國よこくにハ秋成アキナリといい同おなじ納ネむ其納そのネむるナリ不速ふそくあるナリまでナリあてナリ関東関東ハ  
夏成ナツナリありとそ別わかふ取箇とりかの強つよきナリハ何ナリと

○高タカの事

一ヒト姓せい古ふるハ一村イツムラの赤あか敷敷を以もつてナリ何百ナニヒャク何十ナニジュウ戸ドの村ムラといい鎌倉鎌倉將軍將軍の  
以もつてナリ古法ふるほふ癩しかりナリ京都京都將軍將軍家家の時代トキハ費つぎ高たかといい事こと起おこり

一ヒト坪つら小苗こな一把イツバ種タネる積ツキりあて百坪ヒャクツラ小百把ヒャクイツバ種タネる是こゝを百圓ヒャクエンといい仍なほて  
千坪センツラの村ムラを十貫ジュウケンの村ムラといい茶坪チャツラの村ムラを十貫ジュウケンの村ムラといい其後そのノチ東あづま  
國くにまで年貢ねんぐん過すぎ水樂みづがく錢ぜにを以もつて積ツキりナリより永言えいごん始ハジメる然しかれども  
永言えいごんハ田代たしろの坪つら敷敷小抱こぶからナリ今いまの根取ねとりといいふもの如ごとくナリ何止ナニトモも  
古法ふるほふも金かねく尖とがせ地ち段だん四よ分ぶん百姓ヒャクシヤウ六む分ぶんまナリハ地ち段だん三さん分ぶん一いつ百姓ヒャクシヤウ  
三分さんぶん二に杯はいの收納しゆなうはナリより永福えいふく慶長けいぢやうの以もつてナリ檢地けんち改かへり  
地面ぢめんの上うへ中下なかつげを以もつて年貢ねんぐんを石敷いし敷小定こぢやうめ是こゝを村高むらたかといいすナリて  
是こゝまでハ納納なうなうありナリ元和げんわ年中ねんちゆう納納なうなう止とどめてナリより一村イツムラの束たば進しんをナリ亦また根取ねとり  
村高むらたかといい俣また相水あひみづを言いふ結むすば石代いししろを用もちふ法ほふ諸石代しよししろの  
部ぶ小法せうほふまナリびらナリりナリあり

一ヒト辺へ言いハ知ちりナリ波なみの長ながたナリハ是こゝとの知ちりナリ又また百石ヒャクイシの物成ものなりハツ

取の取上知とあり二ツ又分取の村方めて又百石渡ると先知  
又百石の取米貳百石を代知物成二ツ又分めて割バ又百七拾石石  
四斗貳升余とあるは内先知の又百石を引抽り七拾石石四斗  
貳升余成込言と号して後取をいふあり

延言ハ知取渡の甚たふは是まぐくの知取又百石の物成  
二ツ又分取の取上知とあり四ツ取の村方めて又百石渡ると先  
知又百石の取米百七拾石石を代知物成二ツ又割バ又百七拾石石  
又斗とある是と先知又百石の内より引抽り六拾貳石又斗を  
延言と号して後取を成いふあり

一 取地言ハ言ありく地取をきといふ是ハ上中下及別又其  
位切の石盛を言を寄する時お庄の村言より不足は言不

是言の地取言とあり不足の分吟味の割付言の取書小内何程  
取地言と記は事も有り云く於てヶ根の取多き六拾地の言は  
遠ひ等にあるとあり又古来の山崩川欠水堀川成等引引  
引登きを引くは仕成り尚持主村役人も多きまへむ及別  
より言の多きもあり是等の取地言有り又石盛不足時  
あていひ借入斗の村扱はハ留くある事をあり  
一 色言といひ措漆青芋菰言扱といひ亦田畑他の外助成よ  
あるおとさふ借び取を付るをもいふ小物成の取小詳あり  
一 及言といひ新田等の作割ざる取成を古田あくも急地の取小及  
別を改め上中下の位を積り石盛を付言ふ借び年貢上納の  
外小言を物勒り兼る場取上中下の位も石盛も付ば及別の記

お意の取箇斗り付並を及高とい見取場と同扱をせども  
意味遠不見取場といふは流化田等年々不定の場不換見の  
上其年限り相意の取箇中付割付免状の外書ふ記す如と  
いふなり

○土地各村方上下分別公認の事

一 土地の上小長流ありて水を宜く何程の早りゆも用水不足なく  
中へ洪水の難も無く土地深く糞とさのみ用ひずして村里の  
汚水等流れ入耕一あふそにをらつきて牛馬の力も費へば  
日後ゆく麦本綿等外何程の作物と仕付ても差支なく土重く  
色黄あるひい運くして小石交り糲糲をほけぬを上の田地とい  
む稲作いぬ居近色垢水杯の流入るふいたと土性よ極一

かすびとも出まゝに宜く地をのあり又土堅く強く稲をりすは種ざら  
ばとも灰土の類う或は重くともは季あ湛の沼田う日清宜一  
くくざらう糞の子粒合あきう土地の性合い宜くとも用あ  
不足う山付あて冷水を各場和う赤さびの水流せ出る地を外  
用水をりても土性浅き類は下田なり

一 地面勝まで宜く水換早換の愁もあく村立もよく金銀潤達も  
自由よく町場等の運送海川舟の便利よく米穀賣買の都合  
差支へなく作方の外助成務等もあくもて株刈敷等の勝  
手もよく村方へ買入の品はよく外へ賣出も亦多く化  
村の金銀を村へ集ると上の村と在板於合より村方地面の  
外小形又格段の見込あく手扱あく取箇を場あともり尚

村柄小順して差畧ある處

○新田開發起返し心返の事

一 新田開發ハ國益の最上あり得る後其障のむ否勘辨を要あり  
 あり活地杯ハ常水落しにあり古田畑の内を堰發不潰し  
 落堰を付る形もあり其落堰の余水堰筋古田畑へ欠込む  
 ときハ是と水難あき場不俄又水損を文旦活地不生ハ  
 薄草荒等古田畑の甚い仕来一場不畧支とあり按ぢ  
 言由ある糞を調一お引ひます系北川系等も秣刈發又  
 年く少一の運上納免すこと運上あり取來る場所も  
 新田地小成て不持の外古田畑の甚いあり村方衰微ハ  
 志もあり然れども多分の開發せよとの旨支ハ取斗ハ方も

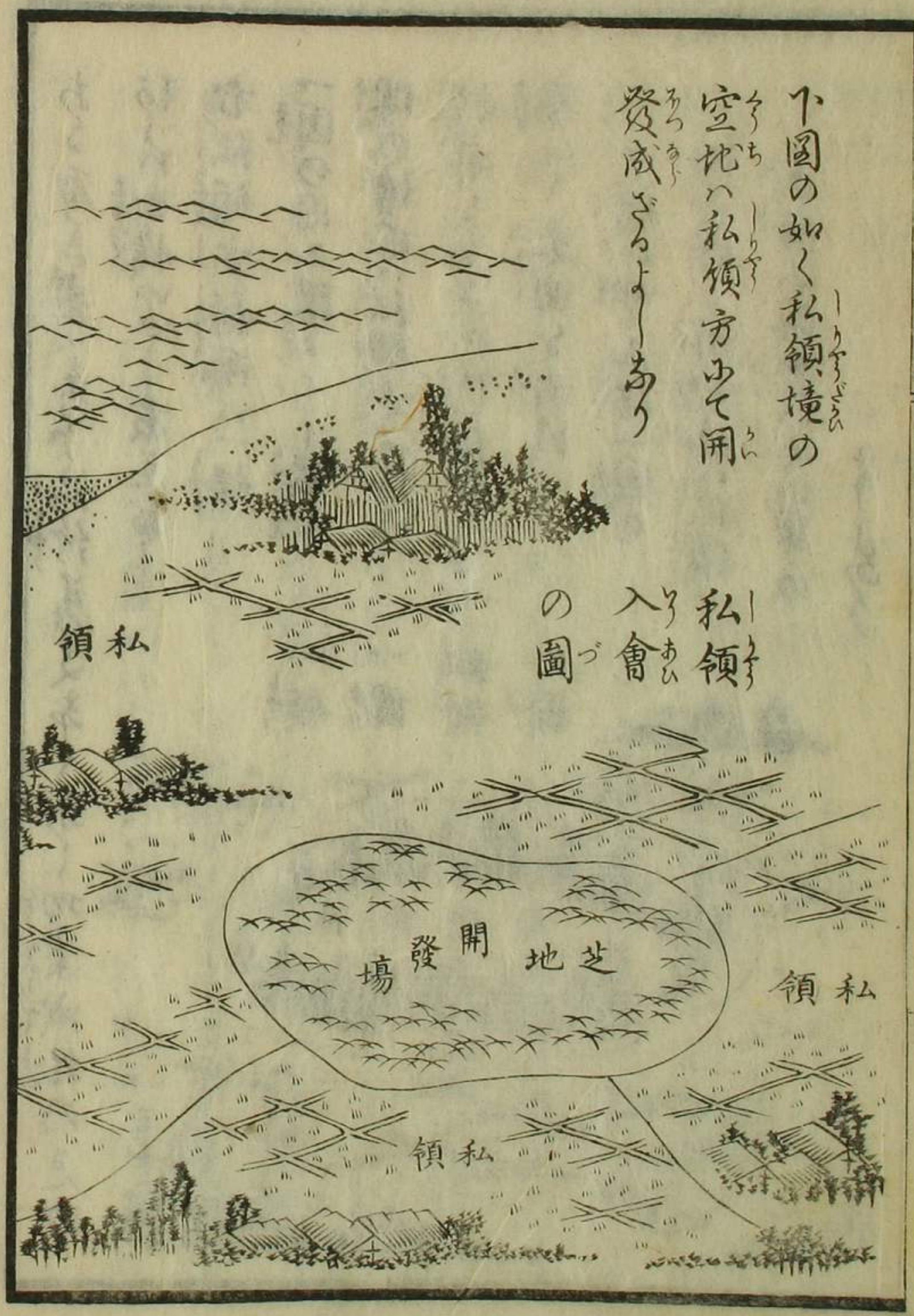
ある處き事あり始終畧支とあり末ハ切業成能ハ見込  
 あり出情いし一取立處  
 尤私領方新開ハ一領  
 一園の内小限より領分  
 堰の場不私領方  
 新開ありざるはし圖を  
 舉ぐ委曲を亦  
 下圖の如く一領一園の  
 内にある開發場ハ私領  
 子限ハ開發いし事の  
 よしあり

一領 一園 一私領 圖





下圖の如く私領境の  
空地へ私領方にて用  
資成さるよしあり



私領  
の  
入會  
の  
圖

私領

私領

私領

私領  
の  
入會  
の  
圖



今置洲開發場

私領

上圖の如く他領入會の  
海岸或は川通り等へ  
寄洲出洲の場へ  
私領方にて用資  
成さるよしあり

下圖のごとく

一領一圓私領

海岸の地先

寄洲出汐等

の場内私領

子限小開發

いすす事の

一領 一圓 私領 圖



一荒地起過一八新田開發と事變り有來りの田畑天災地變

あて荒地に成くると起返は事ゆ急少しも外へ是さうり

あるとあ一隨分百姓へ中せせ少も余計小起返一は改以

振小取汁入登一右荒地の振子小随ひ式々年三々年或は

五々年々々の御下若免一記返一中付登一毎新一

是々年に普請仕立起過一いれは一振一中付ては成就

いささぬものあり年々一湖入濱成多にありたる荒地場

不杯の湖除地を築立あり八井堰等を仕立常永を堰入湖

を成抜されは地毛出来ぬ由急余計の物入あり中々又年

三年の御下あて八百姓起過一を仕置るゆ急左振ある場不八

開墾並荒れ地起返一為ハ農業手透の時辰に普徳  
いささか重し

○檢地の率

一古田畑の再檢ふなるハ地産地獲為地二重打位遠ハありハ  
川久山郡切隠立出ノ多ク百姓の小菴野ハ又ハ名主百姓  
出入あるハ隠田あるハの類ナリ右類の之ハ同半に少を附  
土性ニ辨別同遠ハ位遠ハの多きやうに之を檢一檢地  
今或紙入とも羊入ともハ檢地といハ同田畑上中下等  
の位を付言石盛を極るとあり又檢地ハ田畑縦横の寫  
數を記一上中下の反別檢ふハ地主の名を書付畝字ハ  
録く書小記を別一々畝字附と大切一田畑地續の等

順遠ハざる振書付廢一檢地帳の田畑屋敷於合出の未  
外書小 所米中地并除地并年貢地を記さる除地  
といハ重き儀より寺社境内并免除田畑等此文ある  
中ハ一節より檢地帳外書小除地と記一來ハ除地と記一  
其外并年貢の地ハ何れも見檢地と記一並べ一見檢地ハ  
堂宮指干場土取場墓而死馬捨場等の類并亦とも見檢  
とも檢地帳古の寫數も量らば檢地帳小記さるも多一今ハ  
同數を改く檢地帳外見檢長何留横何留と一廉限りに  
記一並あり

一在り墓而死馬捨場等入合ハ以て以定法めて一分の持小被  
さざる事あり

一 新田といふ田畑とも新田開發するといふあり又隠田といふ  
 検地入るとき案内いさば指し重き田畑検地入る後而特  
 いさば地を新田出さるをいさば重き田畑よりいさば指し  
 一 本年の内落地あるより中出るふおいていさば細く新田新  
 開切係 併し古田畑に續きける空地を新 等の場亦いさば年中出  
 ばとも隠田といふ別地あり地押といふ田畑上中下の位も  
 石盛もあり来り通りあり其後地所のみ繩竿を入産獲を  
 改むるをいさば赤地坪とも地借ともいさばあり地借ハ役人の取  
 斗いまで竿入るをいさば検地ハ同海の上竿入るより田畑  
 竿入指左の如し

一 検地の費用ある間竿ハ六尺を一分一畝と尺二畝竿ハ七尺丈式尺

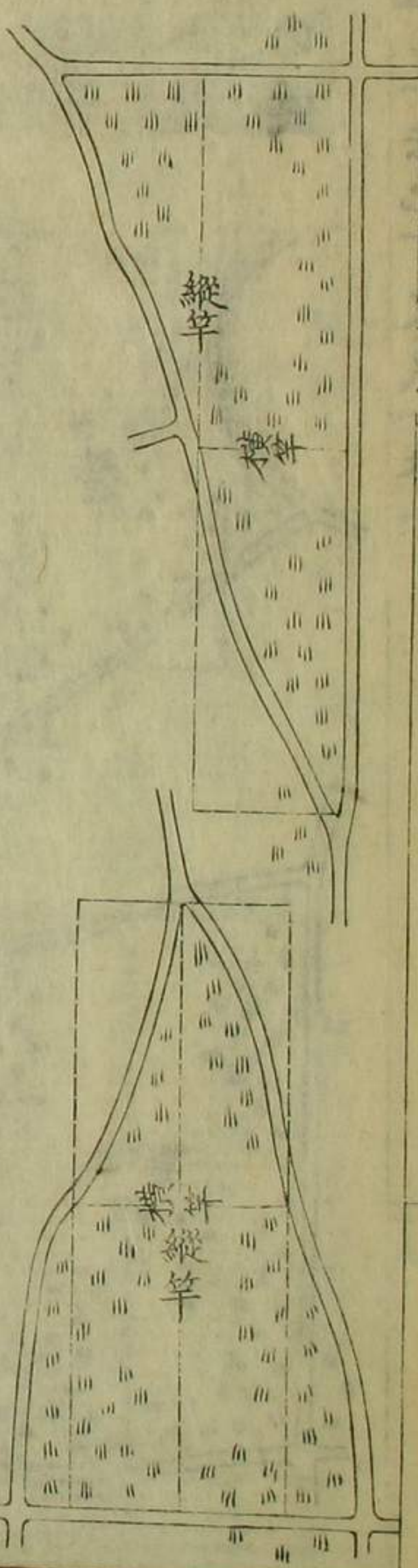
式分あり

一 歩指ハ式拾とハ認る代世の字を用ふ世歩ハ畝と記と  
 ゆ名世と世と終るをいとをいさば仍て世の字を用ふること  
 古法形り

間竿入  
 やうの圖

平均  
 間竿  
 入指  
 の圖

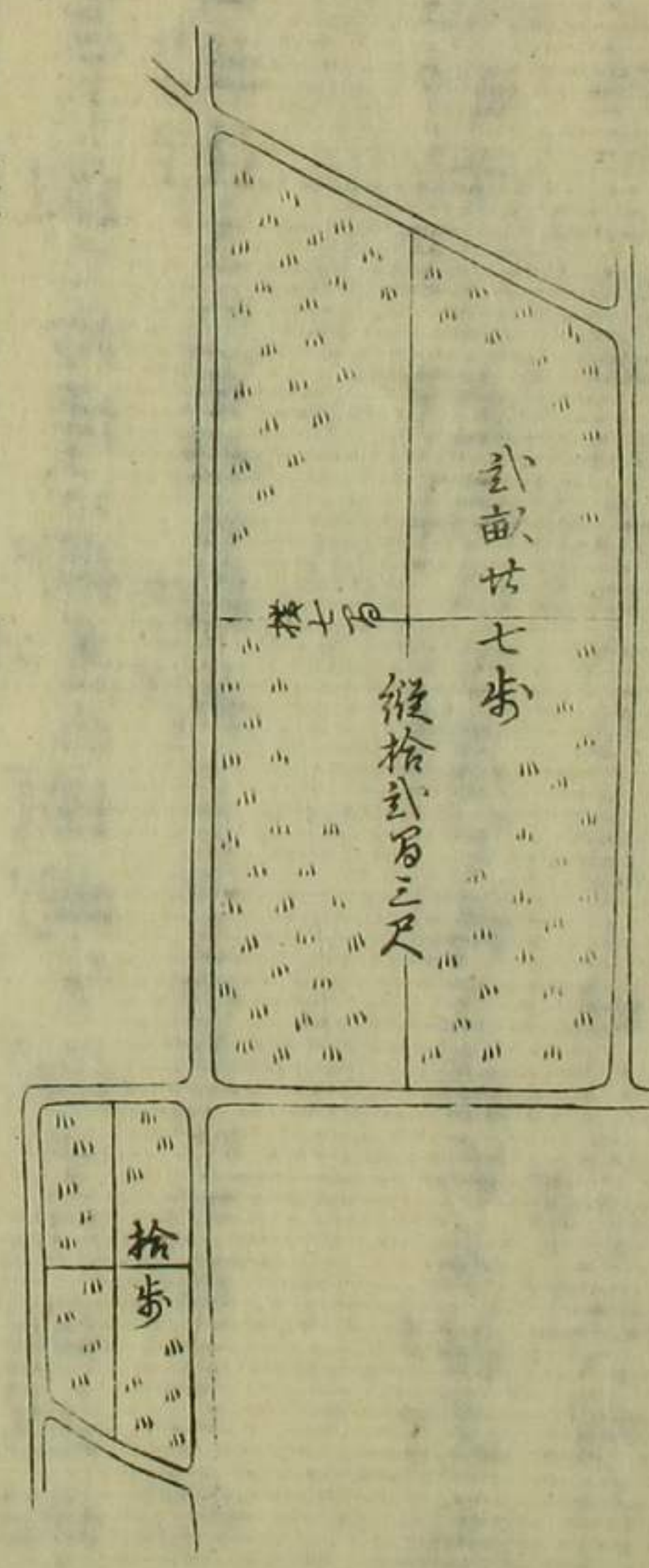
一 田畑の形小随ひ平均の留竿を入るときは右圖の如く縦竿と横竿を打て縦横回数を量る横尺ハ六寸を尺式寸を尺八寸式寸  
 四寸三尺二尺六寸四尺式寸四尺八寸六尺四寸小限若端尺六寸に満ざれば捨る六寸より三尺を寸と記し六寸と記しを尺式寸より三尺七寸と記し皆三尺式寸と記し退て六寸飛小付るあり及別の端歩ハ二歩六歩九歩拾歩拾八歩廿歩廿四歩廿七歩小限若端歩を歩あるときハ捨尺式歩あると記しを歩道し



二歩と記し四歩五と記し五歩拾二歩と記し又歩ありは  
 五歩一六歩と記し退て二歩飛小付るあり此余の形ハ  
 見たりとハ縦横二竿小限若端竿も入るを留数を量り其  
 地味を知るを一軽て地味ハ微差の増減を論せは後地味  
 弱きハ取箇拔強きハ百姓の難儀とある由急中を取こと肝  
 要なり  
 一本陰引畦引有陰引ハ東南に高岸を築る場不無性還道  
 筋並本有る場不田畑陰引凡斗ひたるを畦引の定法ハ畦引  
 三尺又寸々の積り時隙ハ三尺で除くを一但一軽地も時隙  
 三尺の積あり高畔等ハ凡斗ひ引登り  
 入歩といハ田畑廻り小垣田あるを吟味の上畝歩の内一結び

へて水帳小記をいふを地株の照書其収を記し其外  
ふも入歩にある履きもあつて又込歩といふ急地の場所  
改の歩敷を減して記しをいふる捨歩もいふあり

たとひ



右畝歩をいふ縦拾貳百貳尺を並端二尺を同法六尺小刻拾貳百  
歩とある先へ横七歩を八拾七歩とある入歩拾歩を加へて歩小  
満より拾九拾七歩をいふ畝法三十小刻之畝七歩をいふ端歩

の内歩歩拾三畝六歩として水帳小記はあり又本畝歩へ入  
歩して九拾七歩とあるの縦をいふ水帳小記をいふ先九拾七  
歩とある横七歩小刻縦拾三畝九歩をいふ九歩へ畝法六尺と  
を拾三畝八尺四寸をいふ入歩の縦と別たのめ

上畑二畝六歩  
縦拾三畝八尺四寸  
横七歩

右の通り水帳小記をあり但し本田の形小踏の縦より歩敷  
と刻横をいふ記もあり時宜ふよる履  
蔵屋敷を牽屋敷様多屋敷の形より言外あれども丈あり  
外反別不分明付お改言ふ入歩一む右二畝の刻付あり  
年貢ハ引事あり

一 名主給榷字は字の形彩田用發人等除きしめて所持りし  
者い帯くあはれ小記しあり又その外に年久發除來り其後若  
重形多くあり尚時々格の除きハ抽ら取上るよし

○名寄帳の事

一 百姓一人限り諸々持地反別を一小寄記を名寄帳とい  
其徳格たの如し

字何 上田何反何畝歩 石在馬

字何 中田何畝歩 同人

字何 下田何反歩 同人

字何 中田何畝歩 同人

字何 上田何反何畝歩 同人

中田何畝歩 同人

字何 下田何反歩 同人

字何 上田何畝歩 同人

小田何町何反何畝歩

分米何拾何石何斗何升

右の通り寺人前所持地反別を徳むるあり是八年貢勘定  
取立とのふへるゆゑ斯の如く仕立別付るなり

○田畑位付の事

一 田方

蒲田 菱田 麻田

是ハ通例上の位ハ一版よりなり 其後國交長年中の檢地

上麦田中麦田下麦田と極しもあり上麦田ハ上石盛小一  
より中麦田ハ中の石盛小一より下麦田ハ下の石盛小一よりあり  
蘭田ハ藁を作る又雨ふりて蘭を刈て稲を作る麦田麻田ハ  
支毛作あり

見付田 砂田 急地下田 山田 谷田 埜地田

是ハ下ノ田より下ノ地へ名目と付成を下げて石盛を作る  
あり見付田ハ急地の内でも然れども砂田ハ砂勝ありく稲より  
あくありき下といふ急地下ノ田ハ別名目の通りあり山田谷田  
埜地田ハ何れも埜地耕地の名目あれば通例上中下下ノ位ハ  
付成き下もある等るれども畢竟土地急変通例のふらぬに  
極難地ゆゑ支毛作埜地の名目と付成を下ぐるものあり

沼田 源田 柳田 洞田 流作田

是ハ位の名ふあり埜地の名あり沼田源田と於て水田ともいふ  
元来水田ハ田方の惣名ありて沼田源田の事ハ非されども  
世とありて古来より埜地あり柳田ハ山旁より地面の片下り  
の所段と畔を立て柳のごとき木を以て洞田ハ谷合の耕地なり  
流作田ハ川通り埜地ありて又柳とありて損すれども出水ありき  
年々すゝハ出水ありても水の出ときふりて支毛小際らぬ  
多ハ収納ある埜地を以て

苗代田 抽田 蒔田 摘田

是ハ田の名ふあり凡田作抽付の遠むを以て苗代田を種を蒔  
苗代あり視田ともいふ抽田ハ苗代ハ仕立てる苗を抽る田あり



通例の田あり蒔田ハ苗を植はね粉粒を蒔あり麦をまく  
 心めて灰少下肥を交あるひ水肥を引蒔るり播田ハ地を耕  
 耕しきりして杖あてて穴を突てき穴へ粉粒を播み入るり  
 中へ灰少交て入るもあらず但し極田をう水を上より蒔田播田ハ  
 下ととれ

一 畑方

桑畑 楮畑 漆畑 茶畑 麻畑  
 麻藍紅花を三葉といひ桑楮漆茶を四本といひて民用小功  
 あるものあり茨濃國等長年中の檢地性ハ桑楮ハ上畑の  
 石盛ハ一上より上畑十二あれバ十三と極る麻畑茶畑ハ上  
 畑とお形ト石盛小付もあらずなり

- |     |    |      |     |    |
|-----|----|------|-----|----|
| 見付畑 | 砂畑 | 急地下畑 | 山畑  | 野畑 |
| 廉世畑 | 燒畑 | 雜畑   | 切畑  | 林畑 |
| 萱畑  | 荻畑 | 沓畑   | 流作畑 |    |

先ハ下畑よりも下りたる地一名目を付成を下げて石盛を造くる  
 あり見付畑砂畑急地下畑山畑雜畑等田方の解と目ト廉世  
 畑ハ人里をきき世畑少く猪麻等ハ喰荒さるる場をといふ信州  
 筋もあり又甲州の山方ハ葎生畑あどいへるもあり燒畑葎  
 畑ハ山方世畑ともには草木を燒て其灰を肥あしてき路へ粟稗の  
 類を蒔く切畑ハ切替畑ともいふ世畑も山あり又七年又ハ  
 十年も作りてき土地疲て作毛実のよざらふ至てき雨を捨て  
 又外の雨を切開て作るなり北國筋海邊ハ砂山畑といふ

是も切替畑あり林畑萱畑萩畑落畑八名目の通りあり流  
作畑ハ田方の解と日影をう右の外田畑名目國々小粒多  
うる層一移て田畑名目ハ土地の位ふありいみハ上中下との  
田畑のみあり一が石言以後雨々の名目始一と見えて  
二毛作ハ麦本綿三毛作ハ麦大豆蕎麦何れも百姓勝手  
次第ハ仍るゆゑ勝手作といふ

○往還道智無新屋敷の事

海道筋ハ勿論其外村内道筋たりとも古来より有来りの  
道を潰一移乃と開くと享保年中津制禁なりを耕作  
の勝手居村洗米の便み付移乃立止して成るべき場不ハ  
形骸の上古道を潰一移道と付登一百姓家居も有来りの

外移總家作おあはれ一移の内子孫兄弟多くあるハ病  
身の者多ありて日居をうりきと一移の内ハ小屋掛等被一  
さ一移ハ格別田畑世方藪林等を切開き移屋敷移宅取  
建る移是又享保年中津制禁ありを控をき子細ありて  
移屋敷移宅或ハ出茶屋等取建度有移出る昔ハ吟味の上  
も移寄る移隣あき小おいてハ口出小より中付るより

○地境の事

一山境ハ界限り或ハ谷限りお落を境ハ川ハ水流の中央を境  
とハ保古来より山並例据世土地内境を立る所もあり又川  
水面妙らハ方領内あて向のお隙境の場も稀ハ何り村  
繪圖水状あるハ古き證據又成るべき書物等あるとハ先例

の通りたる處一川流附寄次第あり流中央境ハ大水等ありて川  
 習り遊云々東の方を流れる川筋西のくへ水押込西村地所  
 の内川筋あり元川筋ハ東の方の陸地とあり元川筋ハ向流  
 西村の地内まで東村へ附寄とも西村河系ハいふ不及び見取  
 場小物成場秣場原地母地等ありても言外の分ハ附寄次第  
 ありて東村の地とあり水流中央を境とする定法ありて西村言  
 内の地ハ附寄たるハ東村へ取るとあるは川を裁一東村の内  
 飛地より一西村ありて進退いさる處一たふれハ西村の古  
 言減るも是等ハ附寄次第ありて亦大水ありて自然ハ川筋  
 遠ひよりハ附寄次第の場なるほど蓋々川除の仕形もて川  
 瀬遠より順等いさるは水筋遠せりハ附寄次第ありて

吟味の上境ハを立處一む川筋の内廣大の新堤ありハ川  
 除大出い等新堤小仕出は事御制禁あり

○石盛の事

一田一畝歩世一之より作出たる米言を盛といふ亦斗代とも  
 いふたとい一坪の稲を刈て扱こふ一畝を升ぬは三百坪小  
 畝之石ありみ分揃小一と米を石み斗を治る是を十五の盛  
 とは別一及分の米あり上田少く盛を立るもあり  
 ありて中田或ハ下田ありて立るもあり時宜ふより處一何方ありても  
 上田より次第小位ニッ劣りの定めあり  
 一上畑石盛ハ中田の石盛と下田中畑石盛ハ下田の石盛とふあり  
 定めあり

たしとん  
盛十五

上田を反歩

盛十三  
け分米を石六斗

中田を反歩

盛十一  
け分米を石三斗

下田を反歩

け分米を石三斗

下と田下と畑等足不准

○四公六民取箇の事

盛十五  
田を反歩 但しそ反は三百坪

け分米を石六斗 け取米六斗

但し取米六斗を反取米と  
け分米を石六斗を  
亦取米とわい

盛十二  
上畑を反歩

盛十一  
け分米を石三斗

中畑を反歩

盛九  
け分米を石三斗

下畑を反歩

け分米九斗

け取石

内取を斗 取反の種取

同七升六合 取反八斗三拾人掛り取人付取斗合取杖持

同四斗式升六合こや一代そ外農具代とも

ノ取六斗

右を反歩の取石の内より諸入用六斗を引余り取石四斗  
又分指しして米を石三斗是をみよくの取しして米六斗を  
け分米を石三斗の取ありき反の分米を石三斗の内六斗  
年貢小取のゆゑ年貢は分百姓六分小取の是を四公六民の取  
といふ今分種交食肥一農具代等の名別なく又公又民  
の取あり

○相方納の事

盛六 上畑を反歩

上方

け分米六斗

取米式斗四升

免四ツ

け代銀拾を反歩式屋

但し之分一畑方定取版  
米を石付報に換八五之

盛六

上畑を反歩

関東

け分米六斗

取米式斗四升

免四ツ

け代米百六拾文

但し畑定取版令を  
少付米石五斗久

上方ハ田畑とも一統宜しき由名園東の田畑より式割増よりて  
米並候も上方ハ實米式割増の積り仍て實米畑米百六拾  
文小外式割の法一二を百九拾式文又實米定銀お協六拾目  
をを銀拾を反歩式屋とあり利上方畑報と同日取箇あり

一 上方十分一大豆銀納といふ納所り大豆の並取書出し何の上極る所も

あり引付を定取版の場布もあり惣取米十分一を大豆銀納

とて石代を納め亦正大豆を納むるも有り大豆銀納正大豆

ともあき村方もあり惣取米三分一畑方銀納十分一大豆銀納

引納り米納を村より定取版銀納の敷定り米納の内

銀納にある村もあり或ハ年により不熟青米等多く上納不

たりりごく取石代とて其敷を極め銀納ふあるもあり廻米

成る此協取又協畑めて銀納の村方もあり右三分一畑方銀

納り上方筋中國西國とも平均三分の二田方三分の一畑方の

見込を以て極免するといふなり

一 上方筋ハ田畑取米の定めあり換見取所も畑ハ定免取米の

穀子 穀子ありむ本綿畑の年々換見は畑小八米あきも多田畑  
 惣取米を二つ小割を一つ分を石代少て銀納別畑年貢より得  
 畑取米の負穀小抱ら以惣取米三分一を銀納と以右石代並  
 右米八米を石小銀は拾八分勢の定並取あり一ノ享保年中石代  
 と同格其年々佃の上お協極る右は拾八分ノ八實米石代  
 代と同ト割合あり實米畑方石代石代石代石代石代石代  
 九と拾費の地ノ租百石と見込田方石拾石畑方石拾石五分揚小  
 して田方取米式拾石別拾費の地ノ取米あり畑方取米式拾石  
 別拾費の地ノ取米ありゆも小費八式石六斗あり仍て畑方八式石  
 六斗代を定法と以用と畑との位六分遠ひとして畑式石六斗  
 代へ六分をを費小を石六斗とある依て田方八式石六斗代を定

法と以上方八實米の式割増も多實米石代石代石代石代石代  
 の法一二少て割上方畑方石代石代石代石代とあるを以て右石代割  
 代永八百文とある實米定銀相場六拾圓を以拾八分を以り別  
 上方畑石代の定法あり  
 一 實米納の内兼甲州郡内領田米定石代令納あり是冬  
 河張紙並取を以ひ又子細ありて定石代を以り石代少て  
 令納は以りて以りて以りて以りて以りて以りて以りて以りて以りて  
 並取小三並増上方筋中國西國北國筋奥羽とも石代令  
 納少成は其國々少て米相場書出り其相場小何並増或は  
 何並増と是又定法あり佃の上石代並取極る諸國石代  
 代の通り

下野國宇都宮領

合志西小米二石代俵一畑方永あり  
田畑六分遠ひして実直辰七石八斗小あり

陸奥國石川郡田村郡

合志西小米三石七斗合代俵一畑方永あり  
田畑六分遠ひして実直辰七石八斗合小あり

同國岩瀬郡長沼郡

合志西小米三石六斗代俵一畑方永あり  
田畑六分遠ひして実直辰七石九斗合小あり

同國大沼郡會津郡

合志西小米三石六斗代俵一畑方永あり  
田畑六分遠ひして実直辰七石六斗小あり

同國白川郡

合志西小米三石六斗代俵一畑方永あり  
田畑六分遠ひして実直辰七石六斗小あり

同國伊達郡信使郡

合志西小米七石代俵一畑方永あり  
田畑六分遠ひして実直辰七石六斗小あり

出羽國置賜郡米澤領

合志西小米六石代俵一畑方永あり  
田畑六分遠ひして実直辰七石六斗小あり

右田畑米取ありて米石六米納米石右の安直辰ありて石代合納  
是を米石米永といふ何れも米石米納の内相場書の出  
辰といふ定石代石代不熟書米等の石代合納も有りて  
米書の内會津大沼支那ありて米石米永の村方もありあり  
は分一又分一八分一合納ありて畑合納の村方も有りて  
奥羽に至て土地廣大ありて米穀の出米も多分あれど片郡遠  
境郡會の北少きゆ他國中にて米の捌方教なく自ら米の價  
甚様一玄あがら米書石代直辰土地お場ありて合納  
悉く下直極るを考ふる実直東田畑永式石六斗代の類あり  
細い田六分遠ひして分ありあれは實直東の式石六斗代の實直  
辰は米石六斗代小あり奥羽も右の石代直辰六分遠ひを

そは實運米書の通りみある大既石お協小迫きもの  
ありそ外遠國片境運送もあきゆ名所定想を以て  
安運あて令納み成しと見えたり

一 甲斐國も田畑米取あて石代格あり國中に郡の内山梨八代  
巨摩の三郡ハ大切小切沖法紙運送あり又右三郡上米平均運  
送あり其内山も川内領い合を米小米を石代牛に升移の定  
石代運送ありに郡の内於郡内領も田畑米取あれども  
山沖あて船の運送ありがさき協石代ハ實米並又  
沖法紙運送あて皆令納なり郡内に於て山畑為地多く雜  
穀作の石あれば米運送ハ沖法紙あて割安と定め其上小  
て其年の雜穀運送の言下を以て石代運送を極る事あり

甲州に郡の内毎子崎より上へ於留郡一郡を郡内領と唱へ外三郡  
と六列あて諸事實米並あり國收令等も實米小屬を極て  
大切小切上米平均運送もなり但し雜穀安運送の極方ハ  
玄年雜穀安運送一當年沖法紙運送を右玄年沖法紙  
運送を以て割當年雜穀安運送と見  
たとハ玄年大運二拾石付石代安運送拾石也 玄年沖法紙  
運送拾石也 當年沖法紙運送拾石也 當年沖法紙運送拾  
石也右六百とある是と玄年沖法紙運送三拾石也あて割當年  
大運安運拾七石と永百拾石之文とある其外の雜穀もそ永限  
丈の運送仕切方皆同ト但し安運送の發端ハ其石の雜穀



三指石の虫限を内三割引みて最初の穀安虫限と定め  
此安虫限小准下て年々の安虫限を仕出以由年々の安虫  
限ハ皆三割引と心得る

○諸石代の事

一 納米船中みおいて濡大次手小次手蒸米を勢荒喰の粒  
米米性よりうらぐ納米みかりがさき分買納よりの  
産さるばるの石代格あての村役人久敷追当みお取成り  
入用もさる事多き支まき石代金納に中付る石代納ハ  
其時の市張紙虫限米三拾石付は支言銀納の場ハ米  
七石付銀六石言あり想して三分一英石の石代の外津  
出難雨の分細方米納の場不金納の粒英年より熱米

石代或ハ只米納の場米等熱て此粒の金納ハ市張紙虫限米  
三拾石付金三支言英三分一合ある國ハ三分一虫限米三拾  
石付金三支言銀納の場ハ右割合を以て三分一虫限米  
七石付銀六石言の積りす三分一合納あり定石代ある  
國ハ右定石代を元お立て三分一虫限の割合小准  
一 奥州伊達郡の内小田細米よて取米納らば七石替の安虫限  
あて熱金納の村方あり是を一種代村といふむ多しハ  
又一種虫限場といふ村方もあり是ハ元外村並米石永納の  
村あれども子細ありて一種代小成る村あり於て伊達信  
守多郡遠米石永永少く田細取米半ハ金を五石七  
石代の金納あはとも一種代ハ米納あり納らば七石代あり

皆金納あり

一 常陸甲州は郡の内巨磨山梨八代郡の大切小切といふ石代は右之郡も田畑米取あて本途見取惣取米三分一を小切といふ安石代金とあふ米に石を斗に升替ゆり三分二の内三分一大切と唱へ所張紙申渡して金納を余米納あり米納の内分も定金納といふ所張紙申渡して上納の村もあり但し大切小切は小切に石を斗に升代は武田時代よりのはきりとも見えてり

一 國々石代す貴代ともいふ徳古より定法あり実束の武石又斗代も別費代あり関東は年々米お場の言下あも拘はらば又右の石代を以て納るあもあはば田畑と免は程の村と

見ると米は其俵形ある物ゆゑ実束を言ふ別免を初といへども永い米もあつてい免割出あはれ仍て畑の水納を飯あふ由は用ふる貴代あり一村の屋を付るあは武石又斗代を用ひ又ヶ年平均屋言の言下と見るあは石武斗又斗代を引ふるあり

一 貫言拾費の代い言ふ指石の村あり此又指石は年貢辻と粗あり中右は米納止く米納とありゆゑあは指あして米武指あをある別年貢の米過るあは公民の法あはるて別米又指石となる別今の村言するいあは取辻を言ふは粗納止米納とありより根取を言ふ根取といふは年中依て畑取を言ふは米言ふは石とを村言とある當時畑取と取米あはは畑取へ武石又斗

代を<sup>うひ</sup>そて畑取米とある永言の時代ハ別ニ石言を<sup>く</sup>年  
貢永の<sup>す</sup>辻を<sup>す</sup>取言ふ用ひ<sup>ひ</sup>より今も<sup>む</sup>永言を<sup>む</sup>及別の村方の遠  
國<sup>ぐ</sup>実<sup>ま</sup>東<sup>とう</sup>とも取米辻を<sup>す</sup>取言ふ用ひ人<sup>ま</sup>丈<sup>ぶ</sup>諸<sup>しよ</sup>式<sup>しき</sup>言<sup>を</sup>り<sup>あ</sup>る<sup>取</sup>  
米<sup>を</sup>取<sup>る</sup>る<sup>取</sup>も<sup>あ</sup>り<sup>裁</sup>後<sup>ご</sup>國<sup>こく</sup>形<sup>かた</sup>發<sup>はつ</sup>回<sup>かい</sup>領<sup>りやう</sup>採<sup>さい</sup>の<sup>高</sup>時<sup>じ</sup>村<sup>むら</sup>言<sup>を</sup>い<sup>は</sup>す<sup>取</sup>  
取<sup>る</sup>米<sup>を</sup>辻<sup>を</sup>言<sup>を</sup>り<sup>い</sup>言<sup>を</sup>り<sup>取</sup>る<sup>取</sup>物<sup>もの</sup>も<sup>け</sup>言<sup>を</sup>り<sup>取</sup>る<sup>取</sup>本<sup>もと</sup>言<sup>を</sup>り<sup>取</sup>單<sup>たん</sup>言<sup>を</sup>り<sup>取</sup>  
諸<sup>しよ</sup>を<sup>り</sup>物<sup>もの</sup>を<sup>り</sup>取<sup>る</sup>用<sup>を</sup>ひ<sup>を</sup>さ<sup>る</sup>と<sup>り</sup>あり

一村の年貢米を<sup>す</sup>取言<sup>を</sup>りたるを<sup>す</sup>年貢の米辻といひ<sup>い</sup>金納の  
年貢永を<sup>す</sup>取言<sup>を</sup>りたるを<sup>す</sup>取永辻といひ

